

図面修正命令通知

福通出 27 年 探第 2170 号

石炭 試掘権設定型

出願人 大同石炭株式会社

石炭 試掘権設定型

本出願図面は不完備であるから裏面記載の事項を修正した図面五葉を提出するに依り合します

昭和 36 年 3 月 6 日

福岡通商産業局長 川瀬 健治

注意

1. 図面は鉱業法施行規程第13条により調製して下さい。
2. 交付の図面は必ず修正図に添付して下さい。
3. 本文所定期限後に修正図面を差附さない時は鉱業法第184条により本出願は却下されます。
4. 図面を提出するも出願区域を移動し其の他修正事項に適合したる図面と認め難いときは修正図を提出しないものとして処理されます。

記

1. 地形の図形が実測と符合しないから別紙下付図に基づいて縮尺五分の一に調製すること。
1. 区域図の地形は地籍調査所発行の五万分の一地形図を参照の上実地に適合するよう調製すること。
1. 互許地点以下付図に示した を基点とし附近の領点と結測し方位距離を記入すること。
1. 区域図の地形は地籍調査所発行の五万分の一地形図を参照の上五分の一に調製すること。
1. 区域図は鉱業法施行規程第13条により調製し方位は真北距離はメートル、高程はアームにより明記すること。
1. 鉱床範囲の位置を明示し境界線を記入の上最寄領点と結測し其の方位距離を記入すること。
1. 本出願地の出願区域 図は区域の移動が認められる。第一 図に示した有九角測定が領点と思われるから第1図参照の上調製のこと。
1. 大字名を 目地名 地目名(下記)の通り 相違誤謬しているから公簿参照の上幾なく明示し各大字毎に地目を明記すること。

捲

出題修正箇面提出書

釀酒尚二十年第一七〇号

熊本県天草郡河浦町、本渡市地内

石灰状酒糟設定案

右出題箇面に關し修正案を提出する願照和二十六年三月六日付にて命令を受けましたので原紙の通り作成し呈送いたします。

昭和二十六年三月五日

東京都中央区銀座七丁目五番地ノ一

出題人 共同石灰工業株式会社

右代表取締役 入交太藏

福岡県建設技術者大学 事務局

右代理人 明石友助

福岡県建設局長

川 瀬 慎 治 殿

二十六年二月二十日令受。是迄の
出題、共同石灰工業株式会社に
送附封入付。候。候。



福通出 27 年第 2179 号

昭和 37 年 2 月 3 日

共同石炭産林株式会社 殿

福岡通商産業局長

鉱業出願の一部不許可について (通知)

福通出 27 年第 2179 号 昭和 37 年 2 月 3 日 出願

熊本日天草郡河浦町外洋地区

石炭採掘権出願

出願人 共同石炭産林株式会社

上記出願は、その区域のうち、別紙図面に着色した部分を、
下記の理由により許可しない。

- 記
- 1 熊本県採掘権登録簿(299号)与石炭採掘
権区に重複する。
 - 2 熊本県採掘権登録簿(299号)与石炭採掘権区に重複する。
 - 3 福通出27年第2179号出願採掘権区に重複する。
 - 4 出願区域の一部が国有地である。

8672号



改定区域圖 (第五本)
 本縣大縣別河浦町一四四
 本縣大縣別河浦町一四四
 本縣大縣別河浦町一四四
 本縣大縣別河浦町一四四



| 子 | 部 | 別 | 類 |
|----|----|----|-----|
| 1 | 2 | 3 | 4 |
| 5 | 6 | 7 | 8 |
| 9 | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 |
| 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 |
| 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | 31 | 32 |
| 33 | 34 | 35 | 36 |
| 37 | 38 | 39 | 40 |
| 41 | 42 | 43 | 44 |
| 45 | 46 | 47 | 48 |
| 49 | 50 | 51 | 52 |
| 53 | 54 | 55 | 56 |
| 57 | 58 | 59 | 60 |
| 61 | 62 | 63 | 64 |
| 65 | 66 | 67 | 68 |
| 69 | 70 | 71 | 72 |
| 73 | 74 | 75 | 76 |
| 77 | 78 | 79 | 80 |
| 81 | 82 | 83 | 84 |
| 85 | 86 | 87 | 88 |
| 89 | 90 | 91 | 92 |
| 93 | 94 | 95 | 96 |
| 97 | 98 | 99 | 100 |

川 河
 田 田
 地 地
 界 界
 形 形
 跡 跡



東京府建設局第七百五十五号
 出願人 共同建設株式会社
 代理人 明石炭礦

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

福岡県嘉穂郡大湫町大字中湫 1750

明石友助

325 留書

殿

福岡中央局
料金後納
郵便

書留

福岡通商産業局
福岡中央郵便局内書留部47号
福岡市東區伊城町13番地
電話 02231-2239番

福岡中央郵便局
〒812
福岡市東區伊城町13番地
電話 02231-2239番



3月9日 日野町 郵便 外務員
この郵便物は次の書出で、郵便されました。
一、日野町郵便局へ送付された郵便物
二、日野町郵便局へ送付された郵便物
三、日野町郵便局へ送付された郵便物

日野町郵便局
〒111-0101
東京都中央区
日野町一丁目

日野町郵便局
〒111-0101
東京都中央区
日野町一丁目

日野町郵便局
〒111-0101
東京都中央区
日野町一丁目

日野町郵便局
〒111-0101
東京都中央区
日野町一丁目

日野町郵便局
〒111-0101
東京都中央区
日野町一丁目



12

年 月 日

大同石炭鉱業株式会社

金子付皮殿

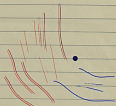
打込前又行更細上皮

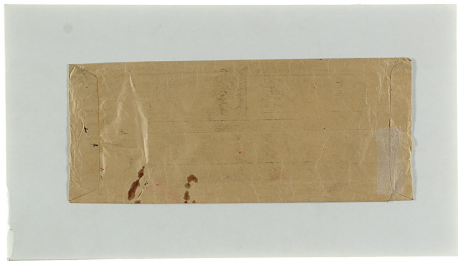
物2割枕通、天草枕区、竹上中、木上
同至尾、竹上、上、根之、有、刺、段、
十年、印、入、段、又、同、操、印、上、心、道、道、
段、上、以、上

石



○
○
○





鷹

図面修正命令通知

福通出第7年製紙第ス770号

深木集天郷河端町中津地

石炭製紙株式会社

出願人 共同石炭株式会社

本出願図面は不正確であるから表面記載の事項を修正した図面五葉を提出し、自當に提出されるよう製業法第182条の規定に基づき命じます。

昭和26年3月6日

福岡通商産業局長川濱



注意

1. 製業法製業出願規則第23条により請求して下さい。
2. 交付の図面は必ず自當に提出して下さい。
3. 本交付命令に於て修正図面を交付しない時は製業法第184条により本出願は却下されます。
4. 図面を提出するも出願区域を特約し其の修正申請を拒否したる図面を提出しないもつて拒否されます。

記

1. 申請書は別紙下付図の通りであるが同一図の裏にて添削する。
2. 地盤の図が正確とい合しないから別紙下付図に於いて添削する。又、製業法第182条の規定に合しない部分の修正は製業法第184条の規定による。
3. 其の修正は別紙下付図に於いて、各部分の修正の箇所を添削し、その修正の箇所を記入すること。
4. 各部分の修正の箇所を添削し、その修正の箇所を添削し、その修正の箇所を添削すること。
5. 各部分の修正の箇所を添削し、その修正の箇所を添削し、その修正の箇所を添削すること。
6. 各部分の修正の箇所を添削し、その修正の箇所を添削し、その修正の箇所を添削すること。
7. 各部分の修正の箇所を添削し、その修正の箇所を添削し、その修正の箇所を添削すること。
8. 各部分の修正の箇所を添削し、その修正の箇所を添削し、その修正の箇所を添削すること。
9. 各部分の修正の箇所を添削し、その修正の箇所を添削し、その修正の箇所を添削すること。
10. 各部分の修正の箇所を添削し、その修正の箇所を添削し、その修正の箇所を添削すること。



出願修正図面提出書

補遺出二七第第一七〇号

熊本県天草郡芦屋町、本波市地内

石炭坑掘削設定願

右出願図面に關し修正図を提出する想昭和三十六年五月六日付にて命令を受けましたので別紙の通り作成五葉提出致します。

昭和三十六年五月二十一日

東京都中央区銀座七丁目五番地ノ一

出願人 共同石炭鉱業株式会社

有代表取締役 入交太藏

福岡県嘉穂郡基井町大字千歳二七五〇番地

右代理人 明石友助

福岡道商産課長

川瀬榮治殿

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100



1. 此圖は、測量部が測量したものである。
 2. 此圖には、測量部が測量したものである。

浦野
 木崎
 位地

1. 此圖は、測量部が測量したものである。
 2. 此圖には、測量部が測量したものである。

浦野
 木崎
 位地

1. 此圖は、測量部が測量したものである。
 2. 此圖には、測量部が測量したものである。

郵便証紙

共同不安販賣禁止



郵便口此



共同石炭振業

K.K.



住 所 変 更 届

福通出二七年第二一七〇号昭和式拾七年拾月貳日出願
積本興天草郡一町田村、宮地岳村地内
石炭試掘権設定願 面積多萬四千九百六拾五アール
右出願人は左記の通り昭和式拾八年四月式拾日住所を変更したので
別紙登記簿謄本添附御届します。

昭和式拾八年五月拾五日

旧住所 東京都中央区銀座町七丁目拾番地八

新住所 東京都中央区銀座七丁目五番地の宅

出願人 共同石炭企業株式会社

右代表取締役 入 交 太 藏

福岡県嘉穂郡大塚町大字半勝七五〇番地

右代理人 明 石 友 助

福岡県産業局長

権 野 幸 雄 殿

本任状及登記簿謄本等は福通出第ニ一〇二二号。書類に於て

郵便はがき

福岡 縣

豊後 郡

大陸 町 千代

1750 番地

白石友切 殿

福岡通商産業局

(福岡県内) 福岡市豊後町千代一四
電話 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

一部(註)陸地マ)

受 付 通 知

昭和27年10月2日発出

定有 株式会社 第一号 出資 内
石巻 第202号 出資 内

出資 出資 出資 出資

出資 出資 出資 出資

出資人代表者 芝田正太郎(印)

代理人 田村 文彦

上記出額は10月2日 振出出27年

第2170号(振出番号)にて受付たか

ら通知する

昭和27年4月27日

福清通商産業部課長



注 意

1. この出額の円合を其他領収のときは受付
番号を記入すること。

2. この通知については領収の旨は、この通知書も併せて
送る。

3. 出資人または出資の手續をなす者は領収書に署名捺印し
入金印を捺印するもの。

4. 出資人の氏名、住所、住所を記載したとき、又は出資
者の定款、出資人代表者も署名した場合には出資印のほ
かに次の署名捺印も必要。



試掘権の設定願

一 出願の區域の所在地及び面積

藤本縣天草郡一町田村、宮地岳村

面積 參萬四千九百六拾五アール

二 目的とする鉱物の名稱

石炭

右の區域に於いて試掘権の設定を許可されたく區域圖を添えて
お願いいたします。

昭和廿七年五月廿六日

東京都中央區澁町三丁目拾壹番地八

出願人 共同石炭産業株式会社

右代表取締役 入交太一 殿

福岡縣嘉穂郡大隈町大字牛腰七五〇番地

右代理人 明石友助

福岡商産局長

権野幸雄 殿

委 任 状

福岡縣高穂郡大隈町大字牛屋場七五〇番地

明 石 友 助

右の者を以て捐着の代理人と定め左の権限の行爲を委任す

一、 旗本新天皇第一町田村、宮地岳村

面積 参萬四千九百六拾五アール

右區域に石炭採掘權の設定を爲し許可決定通知書を受領
に至る迄該許可決定受領後は登録税を納付し登録済證を受
領に亘る迄の一切の行爲

右代理人の意思を表示す

昭和貳拾七年九月三十一日

東京都中央區海町三丁目拾壹番地八

出願人 共同石炭採掘株式会社

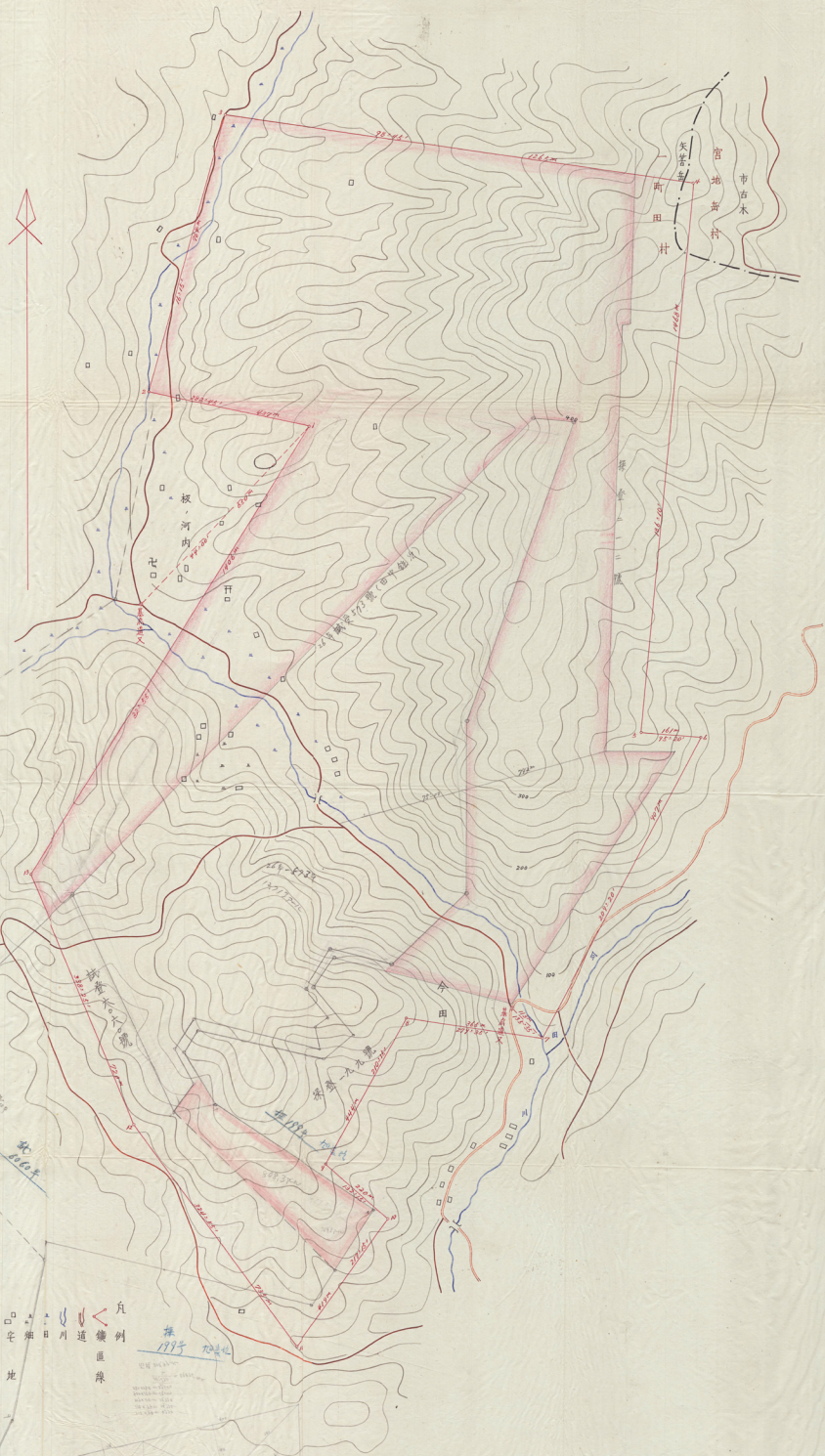
右代表取締役

入 交 太 蔵

試掘區域圖 縮尺五千分之二
 熊本縣 天草郡 一町田村
 字 今田 原地 出林 原野
 全 縣 全 郡 官地 地 址 村
 宇市 石木 尾 尾 野
 面積 約 萬 四 千 九 百 六 拾 五 丁 九
 石 炭

註 田中 鐵 道 出 現 二 六 年 試 掘 五 七 三 號 是
 三 十 年 三 月 二 日 附 屬 區 出 現 丁 五 七 三 號 是
 鐵 道 中 間 係 在 原 區 以 下 丁 五 七 三 號 示 一 反

東京 鐵 道 中 央 區 鐵 道 所 長 自 治 七 番 地 八
 出 現 人 共 同 石 炭 鑛 業 株 式 會 社
 社 長 藤 野 辰 夫 入 交 大 藏
 福 岡 縣 嘉 穂 郡 長 限 有 限 公 司 五 番 地
 右 代 理 人 明 石 友 則



凡例
 鐵道線
 川
 田
 官地
 地
 形
 線

明治三十四年三月五日現在
 田中鐵道



福岡県嘉穂郡稲築町大字才田本谷三二六ノ一

(稲築局区内)

共同石炭
鉱業株式会社

日吉鑛業所

電話 稲築四三〇番
大限一一番

| | |
|---------|--|
| 出願地 | 熊本縣天草郡 ^{河津所} 一所田村 |
| 出願年月日 | 昭和27年10月2日出願 |
| 受番 | 福通出27年第2171号 |
| 鉱種名 | 石炭 |
| 面積 | 出願面積 34,860アール 修正面積 34,082アール |
| 出願人住所氏名 | 東京府中央区 ^{銀座2丁目5番地6} 共同石炭鉱業株式会社 代表取締役 入矢大藏 |
| 代理人住所氏名 | 福岡縣嘉穂郡 ^{嘉穂} 大字牛隈1750番地 明石友助 |
| 会社住所変更 | 昭和28年5月15日 会社住所変更届ヲ提出 |
| 修正届提出 | 昭和34年7月14日 修正届提出(修正) (昭和34年6月17日付 修正命令(公)) |
| | |
| | 昭和34年 許可第926号 |



郵便はがき



福岡

嘉穂郡

大隈 町字 手隈

1250 番地

明月石友助 殿

福岡通商産業局

(福岡縣管内) 福岡市東区手隈町一四
電話 (0) 821-8738

石川 昇地 (石川昇地)

交付通知

昭和27年10月2日出願

出願人 石川 昇地

石川 昇地

出願費 39,860円

出願人物表者 石川 昇地 (44)

代理人 石川 昇地

上記出願は 10月2日 願出 27年

第2171号 (願出番号) にて受付された

ら通知する

昭和27年10月27日

石川昇地事務所



注意

1. この出願の場合、その他出願のときは交付
番号を記入すること、

2. 上記の出願について出願の撤回、その出願書も特許する
こと、

3. 代理人で上記の出願をなさる場合は交付番号も明記し
た必要書類を提出すること、

4. 出願人が代名、転売、出願の変更をしたとき、又は代理人
の変更、本人の代表者も変更した場合は出願書に添
かた其の旨を記載すること、

試掘權の設定願

一 出願の區域の所在地及び面積

願本縣天草郡一町田村

面積 參萬四千八百六拾アール

二 目的とする鉱物の名稱

石

炭

右の區域に於いて試掘權の設定を許可されたく區域圖を添えて
お願ひします。

昭和廿七年 外 月 式 日

東京都中央區淺草町三丁目拾壹番地八

出願人 共同石灰炭礦株式会社

右代表取締役 入 交 太 藏

福岡縣高穂郡大隈町大字牛隈七五〇番地

右代理人 明 石 友 助



福岡商産局長

椎野幸球 殿

郵便はがき

共同産業株式會社



立會通知

十月廿日
明石労働三會清

昭和七年第九一七ノ號

本會天等職(所)内 職内



本出頭に因りて、十月廿日、本會、明石労働三會、

左記調査用()に、投票、票、を、封入、し、

封入、票、を、封入、し、

封入、票、を、封入、し、

封入、票、を、封入、し、

封入、票、を、封入、し、

封入、票、を、封入、し、

封入、票、を、封入、し、

封入、票、を、封入、し、

封入、票、を、封入、し、

封入、票、を、封入、し、

封入、票、を、封入、し、

封入、票、を、封入、し、

封入、票、を、封入、し、

封入、票、を、封入、し、

封入、票、を、封入、し、

封入、票、を、封入、し、

封入、票、を、封入、し、

封入、票、を、封入、し、

封入、票、を、封入、し、

封入、票、を、封入、し、

封入、票、を、封入、し、

封入、票、を、封入、し、

封入、票、を、封入、し、

封入、票、を、封入、し、

権野幸



封入、票、を、封入、し、

郵便はがき

共同石炭救済
K.K.



立會通知

昭和二十七年三月十一日

東京市神田区

日本書道会

右記開会通知に於て三月十七日會員講習會東京日立別荘

左記開会通知に於て三月十七日講習會東京日立別荘

開会通知に於て三月十七日講習會東京日立別荘

開会通知に於て三月十七日講習會東京日立別荘

開会通知に於て三月十七日講習會東京日立別荘

人見



郵便はがき

県

出
郡

町
字

番地

殿

福岡通商産業局

(福岡地区内) 福岡市東区中洲四丁目一
番 電話 5211-5218 電



立 会 通 知

福通出 27 年 第 277 号

照 幸 天 平 河 浦 町 地 区
石 炭 採 炭 規 則

出 願 人 茨 岡 石 炭 採 炭 (株)

上 記 出 願 に つ い て 来 る 7 月 3 日 西 暦 正 官

夏 本 業 一 次 に 実 地 調 査 を さ せ

ら る べ し。 其 の 施 目 に 立 会 の うえ、 次 の 調 査 事 項
に つ い て 説 明 し て 下 さい。

調 査 事 項 区 域、 地 区、 採 炭 十 種 事 之

立 会 場 所 香 濱 市 天 平 河 浦 町 議 会

立 会 時 刻 午 前 10 分

- 附 則
1. 規定期日に立会しない時、又は調査事項の全部をすること
が出来ない時は“ 従来条例14條第4号の規定により本規則
は下される。
 2. 採炭十種事項の調査を特許すること。
 3. 代理人を立会させる場合は、委任状を提出させること。
 4. 調査員 1名以上を要するもの。
 5. 採炭した立会日の範囲は定めない。
 6. 立会日にはこの通知書をお届願書と一緒に、地方官庁等に
て下さい。

日 付 27 年 7 月 2 日

福 通 出 第 277 号



委 任 状

福岡縣嘉穂郡大塚町大字牛隈寄五〇番地

明 石 友 助

右の者を以て拙者の代理人と定め左の權限の行爲を委任す

一、廣本縣天草郡一町田村

面積 參萬四千八百六拾アール

右區域に石炭採掘權の設定を爲し許可決定通知書を受領に
至る迄並許可決定受領後は登録費を納付し登録證書を受領に
至る迄の一切の行爲

右代理委任の意思を表示す。

昭和貳拾七年 拾 月 貳 日

東京都中央區淺草町花丁日拾壹番地八

出題人 共興石炭産業株式会社

有代表取締役 入 交 本 藏

住 所 変 更 届

福通出二七年第六老七老号昭和式拾七年拾月貳日出版
積本集天草郡一町田行地内
石炭炭掘機設定額 面積參萬四千八百六拾アール
右出願人は左記の通り昭和式拾八年四月貳拾日任所を変更したので
別紙登記簿抄本添附御座します。

昭和式拾八年五月拾五日

旧任所 東京都中央区銀座町七丁目拾番番地八

新任所 東京都中央区銀座七丁目五番地の老

出願人 共同石炭炭掘機株式会社

右代表取締役 入 交 太 藏

福岡県嘉穂郡大津町大字牛腰老七五〇番地

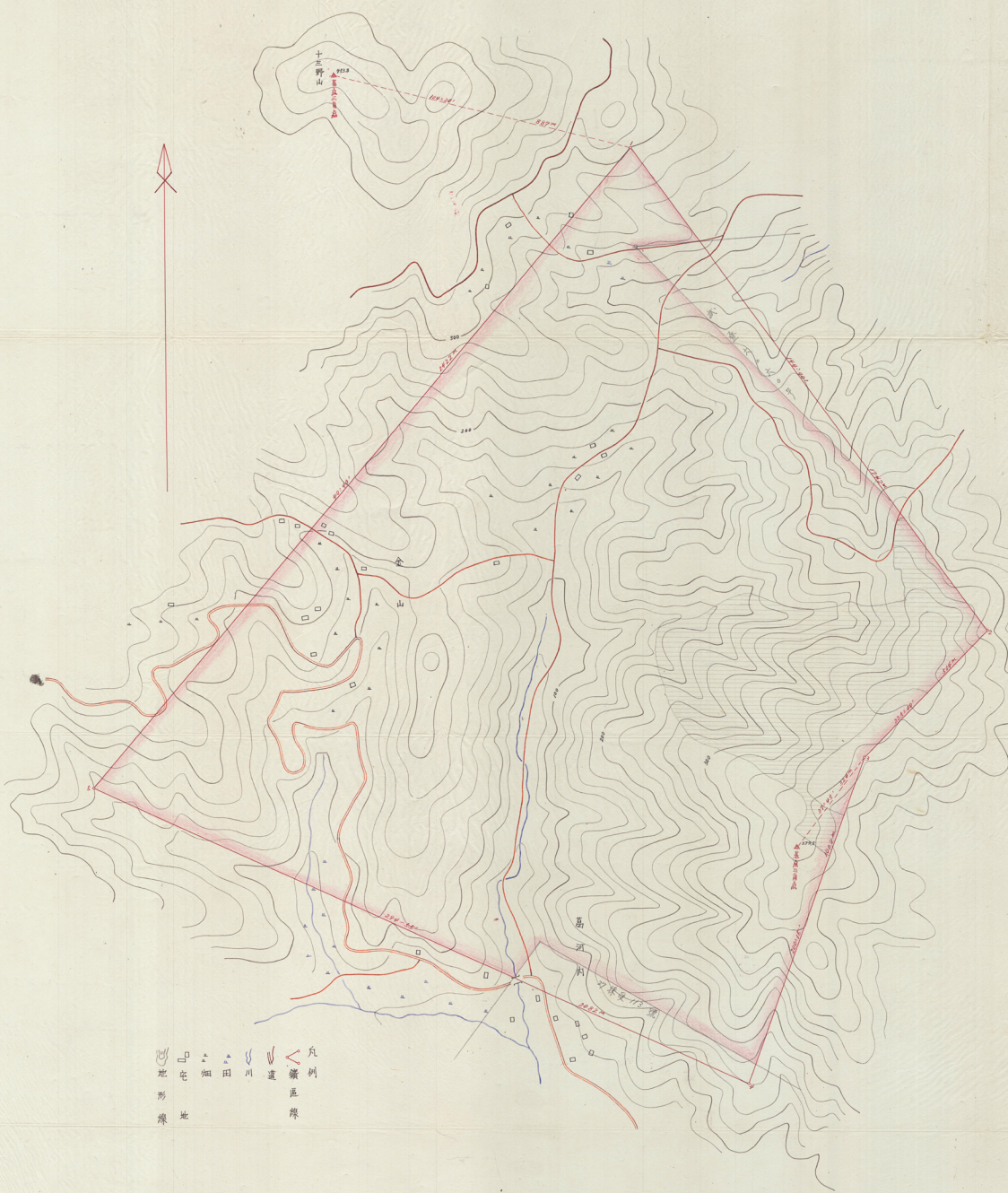
右代理人 明 石 友 助

福岡通商産業局長

権 野 華 蔵 殿

委任状及登記簿抄本二冊に福通出二七年第六老七老号類上五ウ)

試掘區域圖 隴天至全上
 熊本縣天草郡一所用圖樣
 大字今田 是此田畑山林處所是也
 面積參萬四千八百六拾丁九
 石炭



凡例
 一 試掘區域
 二 道路
 三 田
 四 山林
 五 河川

東京府中央區染町老目岩倉善地八
 出願人 共同石炭鑛業株式會社
 在代表取締役 入交 大藏
 福岡縣善後郡大隈町字牛井限老主善地
 古代理人 明石 友助



No. 本部長 代理部長 部長 係員

鑛務

昭和24年6月22日

共東庶第 10 號

書留

共

東京都中央区銀座七丁目五番地
共同石炭鑛業株式會社

東京本社

九州本部長 敬

圖面修正命令通知書存送の件。

取組むべき旨 誠摯に謝意を述べ 御返答は二七一号の
図面不欠漏、致し、修正方針は別紙の通り
御返答を局長より図面二葉添付通知が有ります
是に在りて、東京事務所此致書類存送方針は依
存し、

序附す款

図面修正命令通知書 旨。 図面 貳葉

交付
34.6.24

東京都中央区銀座七丁目五番地 共同石炭鑛業株式會社



図面修正命令通知

福通出 27 年試集 第 171 号

熊本県天草郡河浦町地

石炭 試掘権設定

出願人 天風の炭鉱産業株式会社

本出願図面は不完備であるから裏面記載の事項を修正した図面五葉を来る 7月8日迄に提出されるよう鉱業法第182条の規定に依り命令します

昭和34年6月18日

福岡通商産業局長 人見 孝



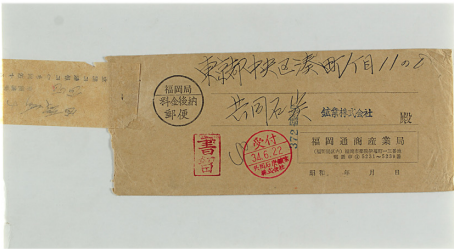
注 意

- 1. 図面は鉱業法施行規則様式第1号により調製して下さい。
- 1. 交付の図面は必ず修正図に添付して下さい。
- 1. 本文約定期間中に修正図面を提出しない時は鉱業法第184条により本出願は却下されます。
- 1. 図面を提出するも出願区域を移動し其の他修正事項に適合したる図面と認め難いときは修正図を提出しないものとして処理されます。

記

- 1. 本出願地は別紙下付図の通を定めるから河川に準じて調製すること。
 - 1. 地形の図示が実地と符合しないから別紙下付図に基いて縮尺五千分の一に調製すること。
 - 1. 地下付図に採示しない部分の地形は地形調査所発行の五万分の一地形図と地形図の土質地に適合するよう調製すること。
 - 1. 調査基点の地下付図に示した を基点とし附近の測点と結製し方位距離を記入すること。
 - 1. なるなるべく附近三角点と測点とを結製し其の方位距離並に其の測点の標高を明記すること。
 - 1. 区域図の地形は地質調査所発行の五万分の一地形図を参照の上五千分の一に調製すること。
 - 1. 区域図は鉱業法施行規則様式第1号に基き調製し方位は真北新磁地はノード、度標はアールにより明記すること。
 - 1. 鉱床位置の位置を採示し走向傾斜を記入の上最寄測点と結製し其の方位距離を記入すること。
 - 1. 本出願地の出願内第 四号区域の移動が認められる。第 四号に示した青丸内附近の測点と示されるもの測点の調製のこと。
 - 1. 大字名加口地方 相違紛争 の 公署 対照 の上 で 示 した 大字 部 に 地 目 を 別 添 す こ と。
- 一 町田村河浦町と地目





福岡局
科金接納
郵便

東郷中央区湊町1100

書留

共同石炭

鉱業株式会社 殿

発行
34.6.22
手形郵便
郵便局

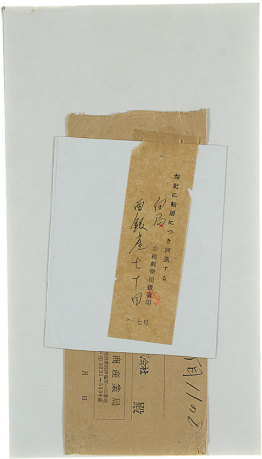
372

福岡通商産業局

(福岡市)A 福岡市東区中津第一二番地
電話 4211~5226番

昭和 年 月 日





左記に転付につき同返す
 白局 必用郵便印
 西銀産七丁目
 一七号

月 日
 商産業局
 必用郵便印
 西銀産七丁目
 一七号

月 11 日



全三九七

出願修正図面提出書

標出二七年狀第二一七一号

熊本県天草郡河浦町地内

石炭採掘設定取

右図面圖面に關し修正圖を提出する標昭和三十四年六月二十日付にて命令を受けましたので別紙の通り作製五張提出致します。

昭和三十四年七月十四日

東京都中央区銀座七丁目五番地ノ一

出願人 共同石炭採掘株式会社

右代表取締役 入交 大 藏

福岡県高橋郡高橋町大字牛飼一七五〇番地

右代理人 明 石 支 助



福岡県田舎郡局長

人 見 孚 殿



試 掘 區 域 圖

繪 於 十 年 上

熊本縣 天草郡 河浦町
大字 今田 茂之助 耕地 原野 宅地 柱地
面積 參 萬 四 千 餘 畝 丁 凡
石 炭

東京 柳 田 及 區 假 正 日 五 畝 地 一
出 租 人 共 同 石 炭 鐵 業 發 展 會 社
石 炭 採 掘 權 入 交 太 武
福 岡 縣 嘉 穂 郡 嘉 穂 町 草 井 庄 假 宅 三 畝 地
石 炭 採 掘 權 入 友 助

| | |
|-------|---|
| 符 | 號 |
| 掘區境界線 | 山 |
| 鐵道 | 河 |
| 川 | 林 |



昭和37年8月9日
昭和37年8月9日

共同石炭炭林株式会社殿

福岡商産局長 橋口



鉱業出願の許可について (証印)

出願書コア利出コ77/号 昭和37年7月21日附

熊本 天草郡河野町北白

石炭炭林株式会社

申請人 共同石炭炭林株式会社

上記の申請は、別紙図面の区域について許可します。

昭和37年8月9日 福岡商産局長 橋口



昭和27年 第コ/7/ 号

昭和27年 〇月 〇日

共同石炭販売株式会社

福岡通商産業局

橋



鉱業出願の一部不許可について (通知)

昭和27年 第コ/7/ 号 昭和27年 〇月 〇日 出願

熊本 天草郡河浦町地区

石炭法第25条第5項
出願人 共同石炭販売株式会社

上記出願は、その区域のうち、別紙図面に着色した部分を、
下記の理由により許可しない。

記

1 熊本 県内橋 権登録第 〇〇〇 号 石炭法 該区域に重複する。

2 熊本 県内橋 権登録第 〇〇〇 号 石炭法 該区域に重複する。

(M)

昭和七年第八百九十九号

共同石炭炭業株式会社

福岡市商標局長 橋口



飲業出願の許可について (証明)

昭和七年第八百九十九号 昭和七年八月九日

熊本 天草郡河浦町地内

石炭採掘権定期

出願人 共同石炭炭業株式会社

上記の出願は、別紙図面の区域について許可します。



昭和27年 第2111号
昭和27年 〇月 〇日

共同石炭販売株式会社販

富岡通産産業局

橋

鉱業出願の一部不許可について (通知)

昭和27年 第2171号 昭和27年 〇月 〇日 出願

熊本 天草郡 石浦町 地区

石炭採掘権を關し 共同石炭販売株式会社
出願人

上記出願は、その区域のうち、別紙図面に着色した部分を、
下記の理由により許可しない。

記

1 熊本 天草郡 石浦町 地区 石炭採掘
権に重複する。

2 熊本 天草郡 石浦町 地区 石炭採掘
権に重複する。

福岡県嘉穂郡稲築町大字才田本谷三二六ノ一

(稲築局区内)

共同石炭
鉱業株式会社

日吉鑛業所

電話 稲築四三〇番
大隈一一番

| | |
|---------|---|
| 出願地 | 熊本縣天草郡一冊田村官地岳村 |
| 出願年月日 | 昭和27年10月2日出願 |
| 受番什号 | 福通出27年第2172号 |
| 鉱種名 | 石炭 |
| 面積 | 出願面積 34.9807-14 |
| 出願人住所氏名 | <p style="color: red;">昭和27年5月20日</p> 東京都中央区本町1丁目1番地5 共同石炭鉱業株式会社 <small>右代表取締役 入交大藏</small> |
| 代理人住所氏名 | 福岡縣嘉穂郡大隈町大字半隈175番地 明石炭助 |
| 会社住所変更 | 昭和28年5月15日会社/住所変更届ヲ提出 |
| 修正附記 | |
| | |
| | |



修正 印刷 提出書

福道出二七年第貳番七號号

籍本縣天草郡河浦町 本渡市地内

石炭 試掘権設定願

右出願に關し昭和三十七年十一月八日付、一部不許可即修正命令を受けましたので、御清栄の通り作區し、別紙添付致します。

昭和三十七年十一月 日

若松市本町二丁目民○六番地

出願人 共同石炭産業株式会社

有代表取締役 入 交 太 兵 衛

福岡達磨産業局長

平坂重幸 殿

住 所 変 更 届

届出用二七年第武密七号 昭和武密七年拾月武日出願

届本県天草郡河浦町 本渡市船内

石段沢瀬田敷屋 面積町高七千四百拾八丁一ル

右出願人は左記の通り昭和 年 月 日住所を変更したので、別添

登記簿抄本添付願します。

昭和三十七年 月 日

旧住所 東京都中央区銀座七丁目五番地の岩

新住所 葛松市本町二丁目貳〇六番地

出願人 共済石段沢株式会社

有代表取締役 入 交 太 兵 衛

福岡道徳産業局長

平 塚 重 幸 殿

10

一部不許可区域修正命令通知

福岡通商手続年次第2第2号

熊本県天童郡河内町井原地区

行政区域修正事項

関係人 福岡石炭産業株式会社

上記出願区域は一部不許可の結果残地は別紙下付図のとおりであるから不許可部分を除く残地について基面記号の事項を修正した別紙4葉を来る 11月 8日迄に提出されるよう営業法第182条の規定に依り命令します。

昭和 37年 11月 8日

福岡通商局長琴坂重吉



注 意

- 1. 付図は営業出願手続書式第13号より複製して下さい。
- 1. 本文修正区域に修正内容を書き加えない時は営業法第184条により本出願は却下されます。
- 1. 別紙を提出する(出願区域)を修正し其の旨修正事項に適合した5図面と別紙の圖いとき社章印を提出しないものとして取扱われます。

記

- 1. 本区画は別紙下付図の通りであるが不許可部分を除いた残地は別紙に依り複製すること。
- 1. 地籍の図面が地籍と符合しない部分等部分を除いた残地は別紙下付図に依り複製すること。
- 1. 地籍の図面に記載のない部分の地籍は別紙調査所発行の互角図の一帯等の区部地籍の上巻地に適合するよう複製すること。
- 1. 宗地番号の表示は別紙に示した各点とし其の位置と距離の位置関係を記入すること。
- 1. 別紙に示した宗地番号と別紙に示した互角図の互角図番号に其の互角図の番号を記載すること。
- 1. 区域間の地籍は別紙調査所発行の互角図の互角図番号の互角図に別紙に示すこと。
- 1. 別紙調査所調査書(別紙調査所式第14号)別紙に示した別紙調査所は、別紙に示すより別紙に示すこと。
- 1. 別紙調査所調査書(別紙調査所式第14号)別紙に示した別紙調査所は、別紙に示すより別紙に示すこと。
- 1. 別紙調査所調査書(別紙調査所式第14号)別紙に示した別紙調査所は、別紙に示すより別紙に示すこと。



昭和27年11月8日
昭和27年11月8日

共同石灰工業株式会社 殿

福岡通商産業局長 琴坂 爵

鉱業出願の一部不許可について (岩地)

昭和27年11月8日 昭和27年10月之自由地

熊本 熊本郡河内町外/市地
石灰工業出願

出願人 共同石灰工業株式会社

上記出願は、その区域のうち、別紙面に着色した部分を、下記

の理由により許可しない。

熊本、大分 鉱業出願一部不許可決定書(昭和27年11月8日) 共同石灰工業株式会社
熊本、大分 鉱業出願一部不許可決定書(昭和27年11月8日) 共同石灰工業株式会社

記

- 1 熊本 県保根権登録第184号 石灰工業 鉱区に重複する。
- 2 熊本 県保根権登録第184号 石灰工業 鉱区に重複する。
- 3 熊本 県保根権登録第184号 石灰工業 鉱区に重複する。

4

試掘區域圖

繪入五千分一

熊本縣天草郡河浦町字今田
公縣水波市字八窪
地目 定地山林 原野 田畑
面積 壹萬七千四百拾八丁九
石 炭

若松市本町三丁目式六番地
此圖人 共同尾尾礦業株式會社
右代表取締役 入次太兵衛



凡 鑛區線
 鑛區邊線
 鑛區邊線
 道
 川
 地代
 地形線



金六

庚申年

おんあや作史

明石友助

福岡市早良区水町長光寺六一

寛政十三年七月廿七日

おん草紙四三七〇年抄百廿八付の古所竹木
打合申しに三ノ三ノ石が脚障由付迄座敷の圍石と見
るに右壁の跡は元々今偏土垣が作事申上りつゝ跡がギ
モンナリ位に全錫鏡の袖付して右圍石の上入らん
か至りて夫れんが夜葉木と本節に遺りしこと

二一〇ニテ不詳可ノ由

右草紙石より借用の圍石返還はせよ



社内打合書

昭和37年11月13日

金子休長殿

殿

開発部

1

2

3

天草線の福道出27年第2/2号の線区の一部区域
の工事許可についての修正図が来たので即ち件
中とは存じますがよろしく御願致します
前記の件につきましては 御重役へ報告致しました
石炭線は北岡谷との連絡有線と御座りました 明日山田
の石炭線区部を御願ひ致します

永植光頭



郵便はがき

福岡

縣

若松

山

大隈 井手 牛隈

1250 圓

明石友助 殿

福岡通商産業局

(福岡県管内) 福岡市豊前町字大隈一宮
電話 5251-5252

金封毛接先願了

交付通知

昭和27年10月2日 出期

姓 名 藤 正 等 住 所 山 形 県 山 形 市 山 形 町 南 町 1 番 1 号
名 義 株 主 株 種 股 定 額

面 額 34,980 ヤー

出 願 人 株 主 藤 正 等 (株 主 名 義)

代 理 人 日 清 商 事 会 社

上記出期は 10 月 2 日 日 期 満 出 27 年

第 21729 (調 理 番 号) に て 受 付 次 か
ら 通 知 す る

昭和 27 年 10 月 2 日

日 清 商 事 会 社 山 形 支 店 長



注 意

1. この出期の割合は天出期満のときは受付
番号を記入すること。

2. この出期は、この通知書と併せて送付すること。

3. 代理人で上記の手續を完了する場合は、通知書も併せて送付すること。

4. 出期人が、住所、名義、株主名義等を変更したとき、又は代表者の交代、持人の住所等を変更した時は、この通知書の送付先を訂正すること。



試掘權の設定願

一、出願の區域の所在地及び面積

關本縣天草郡一町田村、宮地岳村

面積 參萬四千九百八拾アール

二、目的とする鉱物の名目

石炭

右の區域にかゝりて試掘權の設定を許可されたく區域圖を添えて
お願ひします。

昭和廿七年九月廿九日

日

一等
ほか



東京都中央區澁町密丁日治電器店八

出願人 共同石炭電機株式会社

右代表取締役 入交太蔵

福岡縣高橋郡大津町大字牛渡七五〇番地

右代理人 明石友助



福岡商船局長

植野幸藏 殿



委 任 状

福岡縣高橋郡大塚町大字牛渡地七五〇番地

明 石 友 助

右の者を以て拙者の代理人と定め左の権限の行爲を委任す

一 藤本縣天草郡一町田村、宮地岳村

面積 參萬四千九百八拾アール

右區域に石炭試驗權の設定願を爲し許可決定通知書を受領に

至る迄該許可決定受領後は登録税を納付し登録所證を受領に

至る迄の一切の行爲

右代理委任の意思を發表す

昭和貳拾七年九月三十日

東京都中央區神田区丁目岩場番地八

田原人 共開石炭試驗株式會社

右代表取締役 入 文 太 藏

試撰區域圖 續頁五十六
 熊本縣 天草郡 一所田村
 字 今田 民能田畑山林野野等處
 全 縣 全 即 官地 屯村
 字 八 窪 民地山林 野野
 面積參馬四千九百八拾丁一
 石 爰



東京郵中央區券所在丁目林在番地八
 出願人 共同石炭鑛業株式會社
 右代表取締役 入 友太 藏
 福岡縣嘉穂郡大隈町大生限在番地九番地
 右代理人 明石 友助

立會通知

昭和三十一年三月七日

東京市千代田区千代田 三田重太郎 様

右田原に置し表る丸印して「三田重太郎」印あり、其の印は、



左記調査結果にも説明を為されたい。

人見



一、氏名 三田重太郎
二、住所 東京市千代田区千代田
三、職業 不明
四、調査結果 右記調査結果にも説明を為されたい。



郵便口紙

共同石炭業

K.K.



郵便はがき

共同石炭産業株式會社

住所変更届

福通出二七年第貳宅七貳号昭和貳拾七年拾月貳日出願
願本県天草県一町田村、宮地岳村地内
石炭試掘権設定願 面積參萬四千九百八拾アール
右出願人は左記の通り昭和貳拾八年四月貳拾日住所を変更したので
別紙登記簿抄本添附御願します。

昭和貳拾八年五月拾五日

届住所 東京都中央区磯子区丁目拾七番地八

新住所 東京都中央区磯子区七丁目五番地の宅

出願人 共同石炭鉱業株式会社

右代表取締役 入 交 本 殿

福岡県嘉穂郡大津町大字牛島七五〇番地

右代理人 明 石 友 助

福岡道商工奨励局長

藤 野 幸 雄 殿
張 坂 志 幸

委任状及登記簿抄本寫し福通出二七年第二一〇三ノイ書類にあり



福岡県嘉穂郡稲築町大字才田本谷三二六ノ一

(稲築局区内)

共同石炭
鉱業株式会社

日吉礦業所

電話(稲築四三〇番)
大限一一番

天草出願銘匠の
五万分の一の先願隣接
銘匠関係図

福岡縣嘉穂郡稻築町大字才田本谷二二六ノ一

(稻築局区内)

共同石炭
鉱業株式会社

日吉礦業所

電話
一稻築四〇番
一大隈一一番

幸山
中田
伊山